

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のよう
に改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の
一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の</p>

区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日部市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第5条第2項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の春日部市特別職の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。